

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2023年6月19日 No.50</p>
--	-------------------------	-----------	---

「申第 14 号台風 2 号の影響による通勤及び勤務扱い等に関する申し入れ」

社員対応マニュアルなくまた混乱！

6月2日から3日にかけて線状降水帯の発生し、東海道新幹線および静岡支社管内の各線区では運転を見合わせました。このため、6月3日には多くの社員が通常の通勤方法と異なる出勤を命じられました。

しかし、出勤後の乗務開始列車まで労働外時間とし、休憩時間の指定は明確にせず初列車に間に合うように待機するよう指示されました。中には、10時間も労働時間外になった乗務員もいました。また、勤務明けの乗務員も待機していました。異常時の的確な要員操配は、乗務員の健康のために重要な事柄です。また、各運輸区において出勤方法および労働時間の統一的対応がされていません。昨年9月の台風の教訓が活かされないため、地本は本日『申第 14 号』にて団体交渉開催を申し入れました。

以下、申し入れの趣旨です。

1. 出勤後、乗務するまでの時間は労働時間とすること。
2. 明けの社員は、出勤者（待機要員）が確保でき次第帰宅させること。
3. タクシーなど、通常の通勤経路ではない方法で出勤を命じて「出勤時刻に間に合わなければ出勤遅延だ」と言った、言語道断である。当該社員に謝罪し、二度とこのような言動はしないこと。
4. 支社内の全タクシー会社と「後払」の契約を結び、「未収証」の取り扱いとすること。
5. 出勤に対する取り扱いが統一されてない。2022年において申し入れであるが再度各運輸区の対応が異なり混乱を来した。「災害時社員対応マニュアル」を作成し、支社内の各運輸区の取り扱いを統一すること。